

会 見 年 月 日	令和5年5月24日（水曜日）		
担 当 課	消防本部予防課	（担当者名：門口）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6882	（内線：5206）	FAX：0791-45-0119

令和5年度 甲種防火管理新規講習の開催について

1. 趣 旨

消防法では、旅館・病院・店舗等で収容人員が30人以上、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設で収容人員が10人以上、工場・事務所等で収容人員が50人以上の防火対象物には、資格を有する者の中から防火管理者を選任し、防火についての必要な業務を行うことが義務付けられています。

甲種防火管理新規講習を修了した者には、全ての防火対象物において甲種防火管理者としての資格が与えられ、防火管理業務を行うことができます。

2. 内 容

- (1) 講習日時 令和5年6月22日（木）・23日（金）の2日間
10時00分～16時00分
- (2) 講習場所 赤穂市防災センター（赤穂市消防本部）3階多目的ホール
- (3) 受付期間 令和5年5月31日（水）～6月14日（水）
※受付期間内であっても、定員（60名）になり次第締切りとなります。
- (4) 受付方法 消防本部予防課予防係または上郡消防署庶務予防係まで持参してください。
- (5) 受講条件 赤穂市内または上郡町内に在住もしくは勤務する場合に限り
ます。
- (6) テキスト料 5,005円（テキスト3冊分）
※申込時にお支払い願います。

(参考資料)

令和5年度甲種防火管理新規講習実施要領

防火管理者として必要な資格を取得するための消防法施行規則第2条の3に規定する甲種防火管理新規講習を次の要領により実施する。

1 講習日時

令和5年6月22日(木)・23日(金)の2日間

10時00分～16時00分(両日とも) ※9時30分から受付開始

2 講習場所

赤穂市防災センター(消防本部) 3階多目的ホール

3 講習種別

甲種防火管理新規講習

4 受講対象者

- (1) 消防法第8条の規定による防火管理者の選任が義務付けられている防火対象物の関係者
- (2) 甲種防火管理者の資格取得を希望する者

5 受付期間及び場所

令和5年5月31日(水)～6月14日(水)

(受付期間内であっても、定員になり次第締め切る。)

消防本部予防課予防係、上郡消防署庶務予防係 (持参による直接申込み)

6 受講条件及び受講定員

赤穂市内または上郡町内に在住もしくは勤務する者に限る。

定員 60名

7 講習科目の一部免除

次の(1)、(2)に該当する者は、1日目午前中に実施する「防火管理の意義及び制度」及び「防火管理制度と防火管理の進め方」を免除し、1日目は13時00分からの受講とする。2日目については通常通り10時00分からの受講とする。

- (1) 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
- (2) 自衛消防業務講習の課程を修了している者

8 申込手続きに必要なもの

- (1) 受講申込書（別紙1参照）
- (2) 講習テキスト料 5,005円（テキスト3冊分）

※テキスト料については、申込受付時に徴収する。

9 講習科目

令和5年度 防火管理講習カリキュラム（案）のとおり（別紙2参照）

10 講習テキスト

- (1) 図説 防火管理 東京法令出版（株）
- (2) 消防計画作成の手引き 東京法令出版（株）
- (3) 防火管理六法（令和5年新版） 東京法令出版（株）

※講習テキストについては変更する場合がある。

11 修了証の交付

全科目を修了した者には、「防火管理者の証」を交付する。

12 その他

(1) 周知方法

ア 広報あこう5月号への掲載（掲載済）

イ 赤穂市ホームページへの掲載

ウ 防火対象物関係者への通知

- (2) 受講者駐車場は、消防庁舎南側へ職員が誘導し整列・駐車する。
- (3) 新型コロナウイルスの影響により講習会を延期、または中止する場合があるため、その旨市ホームページへの掲載文や電話対応時等に関係者へ通知する。
- (4) 昼食の斡旋は行わない。各自で準備していただくよう通知する。

令和5年度 防火管理講習カリキュラム

1 日 時 令和5年6月22日(木)・6月23日(金)の2日間
10時00分～16時00分(9時30分から受付開始)

2 講習内容

6月22日(木)

第 1 日 目	時 間	分	科 目
	9:30～10:00	30	受付
	10:00～10:05	5	講習案内
	10:05～10:55	50	防火管理の意義及び制度
		10	《休憩》
	11:05～12:00	55	防火管理制度と防火管理の進め方
	12:00～13:00	60	【昼食】
	13:00～14:00	60	消防計画作成要領
		10	《休憩》
	14:10～15:00	50	火災の現象、出火防止と収容人員の管理
		10	《休憩》
	15:10～16:00	50	自衛消防

6月23日(金)

第 2 日 目	時 間	分	科 目
	9:30～10:00	30	受付
	10:00～10:40	40	地震対策
		10	《休憩》
	10:50～12:10	80	消防用設備等の操作要領(実技)
	12:10～13:10	60	【昼食】
	13:10～13:50	40	危険物の安全管理
		10	《休憩》
	14:00～15:00	60	施設・設備の維持管理
		10	《休憩》
	15:10～15:30	20	消防機関への届出
	15:30～15:45	15	効果測定
	15:45～16:00	15	効果測定解説・修了式